

TOP > コラム

## 「赤ちゃんはどうせ脳性麻痺になっていただろう」という裁判官

2023.07.25

#脳性まひ #胎児心拍数陣痛 #CTG #分娩監視装置 #産婦人科診療ガイドライン



### 赤ちゃんは仮死状態で生まれました

平成23年に中国地方のとある病院で、助産師や産婦人科医の対応が遅く、赤ちゃんが脳性麻痺になってしまったという事故がありました。産婦人科医師は、かなり前から赤ちゃんが苦しんでいる胎児心拍数陣痛回（CTGモニター）の波形が出現していたにもかかわらず、産科診療ガイドラインに記載のある対応を行わず、赤ちゃんは真っ青でだらんとした**重症新生児仮死**の状態で見られました。その結果、脳に障害が残り、**脳性麻痺**と診断されました。

重度の脳性麻痺であり、産科医療補償制度で赤ちゃんが20歳になるまで、毎月10万円程度の給付を受けられることになりました。

[産科医療補償制度のページ](#)

### 赤ちゃんの将来のために事実を明らかにしたい

産婦人科医が、適切に早く対応してくれなかったことに疑問を持ったご両親は、「訴訟によって事実を明らかにし、赤ちゃんの将来のためにも適切な賠償を求めたい」と考えました。

訴訟では、患者側、病院側とも真っ向から争い、折り合いが付きませんでした。

しかし、最終局面で裁判所から、一度話し合いをしませんか、という和解の提案を受け、裁判所からの「和解案」を受け取りました。

### 裁判所から出された衝撃的な和解案

#### 和解案とは

医療裁判での「和解案」というのは、医療訴訟に関わる3人の裁判官が合議（3人で相談）をして、こんな内容で和解を検討できませんか？という提案を記載したものです。

判決のような長い和解案もありますし、紙一枚だけのものもあり、口頭で説明されるだけのときもあります。

どんな和解のプランを、裁判のいつ頃に出すのか、いつ和解を試みるかどうか、など和解については裁判所の広い裁量に任されています。そのため、和解の場面というのは、裁判官の個性、考え方、価値観が色濃く出る場面でもあります。裁判所が、どんな考え方をしているのか、いゆる「裁判所の心証」や価値観、人間性なども、和解の進め方や和解案を見ると透けて見えます。

和解案は裁判所の期日で渡されたり、事前にFAXで送られてきたり、最近であればTeamsにアップロードする方法で弁護士のところへ届きます。

この赤ちゃんのケースでは、地方裁判所が作った和解案は、FAXで送られて来ましたが、衝撃的なものでした。

[実際の和解案をみましょう](#)



産科医療補償制度があるのだから、それで満足しろ、といわんばかりの内容には怒りを覚えました。  
当然、控訴することにしました。

## 1億2500万円の損害賠償請求を認めた控訴審判決

高等裁判所では、患者側の請求がほぼ全面的に認められ、1億2500万円の損害賠償請求が認められる内容の判決でした。  
一審である地方裁判所（原審）の判決について、高等裁判所の裁判官は、以下のように説明しています。

原審は、分娩監視及び帝王切開術に関する過失等を認めず、被控訴人医師に蘇生ガイドラインに反して気管内挿管を実施しなかった蘇生措置に関する過失を認めたものの、本件後遺障害との間に因果関係は認めず、本件後遺障害が残らなかった相当程度の可能性による慰謝料の請求権も、産科医療補償制度による補償金で全て填補されたと判断して、控訴人らの請求をいずれも棄却した。  
そこで、控訴人らは、本件控訴を提起した。

そして、地方裁判所が認めなかった因果関係の点についても、下記のように、帝王切開を実行していれば麻痺は残らなかった高度の蓋然性（≒因果関係）があると結論づけて損害賠償を認めました。

したがって、本件病院の医師（被控訴人医師を含まない）及び助産師の前記過失と本件後遺障害との間には因果関係も認められる。  
よって、その使用者である被控訴人法人は、民法715条に基づき、後記4のとおり認められる控訴人らの損害を賠償する責任を負う。

## 裁判官にはもっと自分で考える姿勢が求められるのでは



### 専門家ではないからわからない

日々、医療訴訟を何件も扱っていると、医療訴訟の経験が乏しい裁判官が、自分の頭で考えることを放棄し、「われわれは専門家ではないからわからない」、と職務放棄しているように見えることがあります。このケースの地方裁判所の裁判官達にも、訴訟中のやり取りの中で、自分の頭で考える姿勢が見られませんでした。

その姿勢のまま、脳性麻痺になっても産科医療補償制度でお金をもらっているのだからそれでいいじゃないか、というような和解案が出され、裁判所の独善的な価値判断が透けて見え、極めて不快でした。

決して全ての裁判所がこんな考え方をするわけではありませんし、熱心に書面を読んでくれる裁判官ももちろんいます。しかし、患者さん達にとっては、「自分の裁判を担当する裁判官が全て」なのです。

そのことを、もっときちんと自覚してほしいのです。

### 3人の裁判官による合議体

若手裁判官の養成は、合議体という3人の裁判官での判断をする形で実際の事件を扱いながら行われていきます。若手の外科医を育てるために指導医が指導しながら、少しずつ手術の一部をやらせてみる、という感じに似ています。裁判長の指導の元、若手の裁判官（左陪席）が書面を詳細に検討して、裁判長に説明をしながら理解を深めていきます。左陪席は、争点を整理していき、争点整理案を作ったり、和解案を作ったりしながら、どのような方向での解決を目指すのか考えながら、判決の下書きを書いています。若手裁判官にどこまで任せられるか、裁判長は常に見ながら訴訟を進めています。若手の裁判官を、裁判長や、2人目の裁判官（右陪席）が指導しアドバイスを与えながら、適切な方向に導いていき、最終的な合議体による判断（判決）が作成されるのです。

今回のケースで、3人の裁判官が全て同じ価値観だったということはないと思いますし、3人とも、「産科医療補償制度があるから、それでいいじゃないか」と考えていたとは思いたくありません。しかし、日本のこれからを担う若手の裁判官が、偏った考え方の先輩裁判官の指導によって、偏った価値観のまま養成されていくことは避けなければいけないと強く思いました。

### 裁判官の職権の独立

ご両親の強い思いもあり、地方裁判所の下した判決を不服として、高等裁判所に控訴しましたが、高等裁判所の裁判官は正しい判断をしたと思います。地方裁判所の和解案や判決を下書きした若手の裁判官が、どんな経緯でこんな判決を書いたのかはわかりません。しかし、患者や弁護士は、裁判官の動向を常に見ています。書面を読んでいるかどうか、自分で考えようとしているかどうかは、裁判期日で一言二言話せば、すぐに分かります。

裁判官には、合議体であっても、それぞれ一人ひとりが、独立した価値判断をすることが求められます。「裁判官の職権の独立」といいます。裁判事務について、他の如何なる国家機関も、指揮監督、その他の干渉を行うことができないことを意味し、裁判官も、その執務振りについては、司法行政上の監督を受けるが、これによっても裁判の内容に影響を及ぼすことは許されない、という裁判所法81条にも書かれている原則です。（裁判所法81条については[裁判所のホームページ](#)に詳細に記載されています。）

つまり、裁判所は間違った判決を書いても、その記載内容で他のいかなる国家機関からも指導されないし、責任も負わないのです。高等裁判所の逆転判決を読んで、偏った考え方の上司に迎合せず、難しい医療裁判においても自分の頭で悩み考える重要性を学んでくれることを祈るばかりです。



### この記事を書いた人（プロフィール）

富永愛法律事務所  
医師・弁護士 富永 愛（大阪弁護士会所属）  
弁護士事務所勤務後、国立大学医学部を卒業。



外科医としての経験を活かし、医事紛争で弱い立場にある患者様やご遺族のために、医療専門の法律事務所を設立。  
医療と法律の架け橋になればと思っています。

[一覧に戻る](#) >



弁護士法人富永愛法律事務所

## 産科医療LABO 医療過誤 医療事故

弁護士法人富永愛法律事務所  
〒569-0803 大阪府高槻市高槻町11番20号  
第2領家ビル401号  
tel.072-682-6233

- 産科医療LABOについて
  - > 産科医療LABOについて
  - > ご挨拶・弁護士紹介
  - > 事務所概要
  - > 医療顧問
- 産科医療補償制度とは
- 原因分析報告書とは
- 屬性まひとは
- 妊娠・出産のトラブル
- 相談の流れ・費用
  - > 相談から解決までの流れ
  - > 費用
  - > Q&A
- 解決事例
- 判例
- コラム
- 弁護士向けサポート
  - サイトマップ
  - プライバシーポリシー

[相談のお申し込み](#) >



Copyright © SANKAIRYO LABO